

指定訪問(介護予防訪問)リハビリテーション 利用料金表

指定訪問リハビリテーションハーティハイム

1 基本料金 1回(20分)につき

上尾市(地域区分6級地:1単位10.33円)

要介護度	訪問リハビリテーション費	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1~5 =308単位	308単位×10.33=3,181(総費用) 3,181円×0.9(1割負担の場合)=2,862円(保険分) 3,181円-2,862円=319円(利用者負担分)	3,181円	319円	637円	955円
要支援1、2 =298単位	298単位×10.33=3,078(総費用) 3,078円×0.9(1割負担の場合)=2,770円(保険分) 3,078円-2,770円=308円(利用者負担分)	3,078円	308円	616円	924円

- 当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 50単位/回減算
 ※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月にかぎり減算を適用しない
 ○介護予防訪問リハビリテーションにおいて利用開始日の属する月から12月を超えた場合 30単位/回減算
 ※以下の要件を満たした場合減算なし
 ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催
 ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出

2 加算料金 1日につき(1日40分以上、および週2回以上)

短期集中リハビリテーション加算=200単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
退院(所)後又は初回認定日から3月以内	2,066円	207円	414円	620円

3 加算料金 1回(20分)につき

サービス提供体制加算=6単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち 勤続年数7年以上がいる場合	61円	7円	13円	19円

4 加算料金 1日につき(1週に2日を限度とする)

認知症短期集中リハビリテーション実施加算=240単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。	2,479円	248円	496円	744円

5 加算料金 退院につき(1回)

退院時共同指導加算=600単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行なった後に初回のリハビリテーションを行なった場合	6,198円	620円	1,240円	1,860円

6 加算料金 1月につき

リハビリテーションマネジメント加算(イ) = 180単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。 (2) (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。 (3) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。 (4) 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。 (5) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。 (6) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 (7) 次のいずれかにて適合すること。 (一) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 (二) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 (8) (1)から(7)までに適合することを確認し、記録すること。	1.859円	186円	372円	558円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) = 213単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
イ(1)～(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	2.200円	220円	440円	660円
※医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて270単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
加算(イ) 180単位 + 270単位 = 450単位	4.648円	465円	930円	1.395円
加算(ロ) 213単位 + 270単位 = 483単位	4.989円	499円	998円	1.497円

7 加算料金 1月につき

介護職員等処遇改善加算 = 1月の合計単位数 × 1.5%
ケアプランデータ連携システムに加入し、実績の報告を行った場合

8 実費料金

交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき	80円
-----	--------------------------	-----

* 実費料金につきましては、サービス提供前にご相談させていただきます。

9 キャンセル料

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
1 サービス提供当日の9:00まで	無料	無料	無料
2 サービス提供当日の9:00以降	300円	600円	900円